

- 坂町県道推進室からのお知らせ -

県道だより

第12号 発行：平成18年9月1日

〒731-4393 広島県安芸郡坂町
平成ヶ浜一丁目1番1号
坂町県道推進室
TEL (082) 820-1536
FAX (082) 820-1523
E-mail: sanken@town.saka.hiroshima.jp

用地測量に着手

広島県は、1工区の用地測量に着手し、平成18年8月8日及び9日を主に、関係地権者のご協力のもと、1-2工区の境界立会及び現地説明会を実施しました。

たいへん暑い中、多くの方々に参加していただき、心よりお礼を申し上げます。

引き続き、1-1工区についても、用地測量を実施していきますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

(1工区の用地測量は、事業実施の便宜上、暫定的に1-1工区と1-2工区に区分しています。 裏面参照)



以下の作業は、関係地権者の方の許可をいただいた上で土地に立ち入り、作業を実施しています。

幅杭の打設

事業に必要となる用地の範囲に、杭や鋸(びょう)などを打設します。



丁張り設置

木材やペンキなどで実際の土地の上に、県道の高さや位置を示します。

境界立会

関係地権者の立ち会いのもと、土地一筆ごとの境界を確認していただきます。なお、登記手続きの法改正により、起業地内の土地だけでなく、それに隣接する土地所有者の方の境界確認も必要となっています。



現地説明会

県道と宅地の高低差や取付けについて、幅杭や丁張りをを使って説明します。

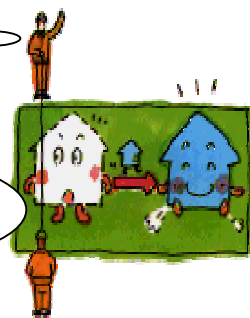
用地測量

関係地権者に確認していただいた境界に基づき測量を行い、用地買収の基礎資料となる丈量図を作成します。



用地測量を行うことにより...

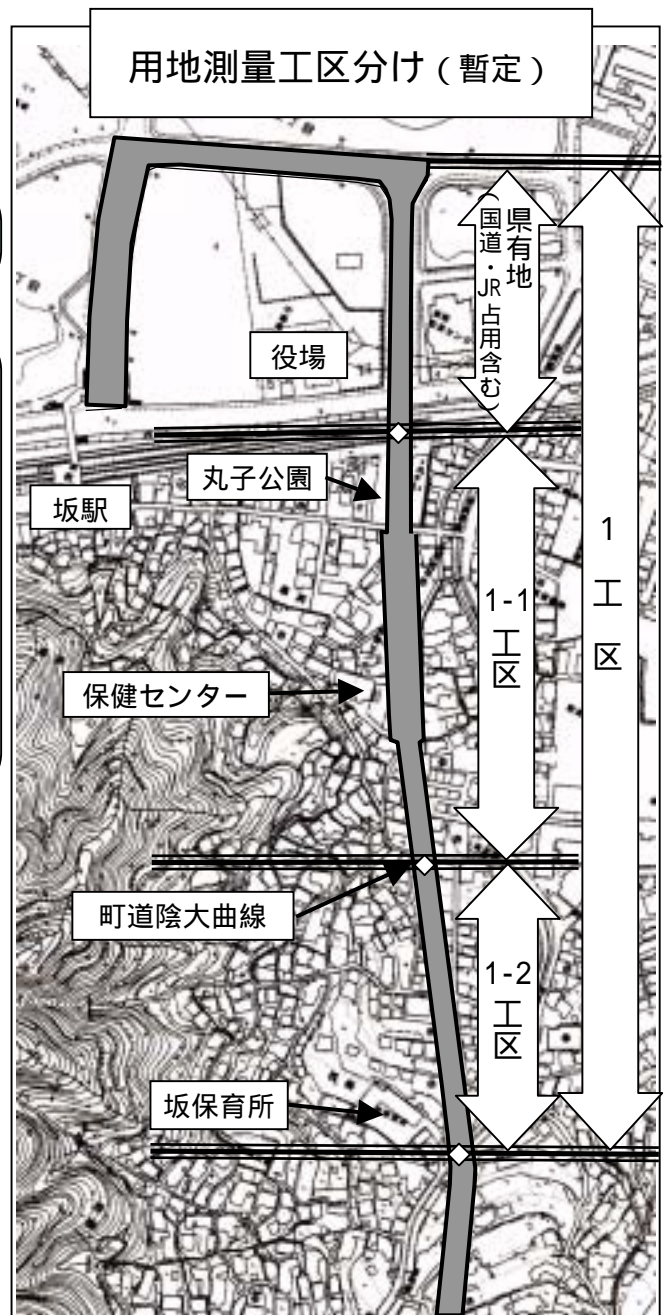
関係地権者の方にご協力いただく用地の範囲や面積を確定することができ、残地の面積やその形状など、より詳細な情報を提示することができるようになります。



Q & A

Q なぜ、先に1 - 2工区の用地測量を行うのですか？

A 平成17年8月の事業説明会において、1 - 2工区については、県道の早期整備を望まれる関係地権者の方が多くおられました。その中で、より具体的な起業地の範囲や道路の高さなどの提示を求められる関係地権者のご要望に対し、早期にお応えできるよう、1 - 2工区の用地測量を実施しました。引き続き、皆様のご協力をいただきながら、1 - 1工区の用地測量を実施する予定です。



Q 境界立会に参加し、隣接地との境界を決めた後、立会確認書に押印しました。立会確認書に押印したことにより、用地買収に応じたことになるのですか？

A この度、ご協力いただいた境界立会は、右図の段階です。今回は、正当な権利者に正当な補償を行うため、土地境界の特定を行いました。この作業は、買収に応じたということではありません。公共用地の取得は、任意による取得が原則となっており、今後、家屋等の物件調査を行った後、右図で算定された補償額について、関係地権者等と話し合いを行い、移転先や代替地など、全て納得いただいた上で締結される補償契約などにより、買収は成立します(右図)。なお、境界立会后に押印していただいた立会確認書は、『境界を確認しました。』という確認書です。最終的に土地売買契約が締結されれば、今回確認していただいた境界について、登記申請用の境界確認書に実印(印鑑証明書添付)をいただくこととなります。

